

「戦争後の正義 (jus post bellum)」構築への試論

——アメリカの対日軍事占領を例として

眞 嶋 俊 造

はじめに

「正しい戦争はあるのか?」、「もしあるとすれば、それはどういうものなのか?」という個々の戦争を始める際の正しさにかかわる問いや、「正しい戦い方はあるのか?」、「もしあるとすれば、それはどういうものなのか?」という個々の戦闘行為の正しさにかかわる問いは、戦争倫理学や正戦論の文脈において、それぞれ「戦争の正義 (jus ad bellum)」、「戦争における正義 (jus in bello)」として議論され、数多くの研究が行われてきた。このように、戦争の開始や戦争の遂行に際しての正しさを問うるとするならば、戦争終結後の正しさが問われるとしても不思議ではない。事実、武力紛争終結後の正義に関する問題は、「戦争後の正義 (jus post bellum)」として、戦争倫理学や正戦論における過去一〇年の議論で最も注目され、活発に論じられているトピックのひとつである。

本稿の目的は、「戦争後の正義」や「正しい占領」という概念を構築し、洗練させていくために、この概念について建設的な批判を

行うことにある。そのために、「戦争後の正義」にかかわる問題群を洗い出し、また研究の方法論について論じた上で、第二次世界大戦後のアメリカによる対日軍事占領を事例として、「戦争後の正義」のあり方について検討することにした。具体的には、「戦争後の正義」を実現するための一形態である「正しい占領」——これは、正戦論における「正しい戦争」概念のアナロジーとして導かれる——の実践的限界を示すことにより、「戦争後の正義」が直面する問題のひとつを示すことを目指す。ただし著者の立場は、「正しい占領」や「戦争後の正義」という考えを探求すべきではないとか、探求することには価値がないという主張を擁護するものではない。重要なのは、「戦争後の正義」や「正しい占領」という概念が、戦争後の正義のあり方について考え、議論するための枠組みを提供してくれるということである。

本稿は四つの節に分かれている。第一節では、「戦争後の正義」を巡る問題群と、「戦争後の正義」を検討するにあたっての方法論を論じる。第二節では、アメリカの対日軍事占領を例として取り上

げ、その特徴について概観する。第三節では、秩序と正義の問題から対日軍事占領における天皇の戦争責任の扱われ方を例として「戦後の正義」を検討する。第四節では、「戦後の正義」を構成する要件の一つと目される「処罰の原則」に焦点をあて、「戦後の正義」のあり方について若干の考察を行う。

1. 「戦後の正義」を巡る問題群と、検討のための方法論

「戦後の正義」は、正戦論の枠組みにおいてこれまで数多くの議論が行われてきた「戦争の正義」と「戦争における正義」に並ぶ、第三の道徳的規定として近年新たに認知されてきている。「戦争の正義」を「戦争を始めるにあたっての正しさを規定する枠組み」、「戦争における正義」を「戦争を遂行するにあたっての正しさを規定する枠組み」と定義するならば、「戦後の正義」は、「戦争終結後における正しさを規定する枠組み」と定義できる¹⁾。

しかし、「戦争の正義」や「戦争における正義」と異なり、「戦後の正義」は未だ理論化の途上にある。というのも、「戦後の正義」についての行為主体が明確ではなく、「戦後の正義」を構成する要素について研究者の間で合意が形成されるに至っていないためである²⁾。これは、「戦争の正義」や「戦争における正義」では、行為主体が戦争当事者であることは明確であり、また「戦争の正義」や「戦争における正義」を構成する原則として、前者は「正当理由

(just cause)」、「正統機関 (legitimate authority)」、「正しい意図 (right intention)」、「最終手段 (last resort)」、「成功への合理的見込み (reasonable prospect of success)」、「結果の比例性 (proportionality in ends)」の六つ、後者については「区別 (discrimination/distinction)」、「手段の比例性 (proportionality in means)」の二つと、研究者の間である程度の合意が成立しているとは対照的である³⁾。

それ故、「戦後の正義」を考えるにあたっては、行為主体に関する問いと構成要素を巡る問いという二つの問題群を想定することができる。第一の種類の問い、「戦後の正義」の行為主体ないし担い手についての問いとしては、例えば、「誰が「戦後の正義」を実現する責任を負うのか?」、「それは勝者、占領当事者、敗者、被占領当事者、国際社会、それとも他の行為主体なのか?」ということが挙げられる。第二の種類の問い、「戦後の正義」の構成要素についての問いとしては、「何を行うことが（または行わないのが）「戦後の正義」になるのか?」、例えば、「さしあたり「戦後の正義」を構成する要素の候補として、破壊されたものの原状回復 (restitution)」、過去の過ちの修正 (rectification)」、紛争被害者や犠牲者の家族への補償 (compensation/repairation)」、住む場所を追われた人たちの帰還 (repatriation)」、インフラの復興 (rebuiding/reconstruction)」、政治・経済・軍事・社会制度改革 (reform)」、名誉回復や社会復帰 (rehabilitation)」、戦闘員や徴用された人々の動員解除 (demobilisation)」、社会への再統合 (reintegration)」、侵略や戦争法や戦争慣例に違反した者の処罰 (retribution)」、紛争当事者間の和

解 (reconciliation)、『過ちの謝罪 (apology)』等が考えられるとするならば、それらの内でどれが必要条件なのか？ また、それらの中に不要な要素はないか？ それらに加えるべき要素はないか？』という問いが挙げられる。さらに、これらの問題群から、例えば、「どの行為が「戦争後の正義」を構成するどの要素について責任を持つのか？」、「戦争後の正義」を構成する要素は異なった行為主体に割り振られるべきものなのか？」、「もしそうであるとすれば、どのよう割り振られ、また誰が割り振るべきなのか？」という責任の配分や分担にかかわる問いが派生する。

加えて、正戦論の文脈に即すならば、「戦争後の正義」が「戦争の正義」と「戦争における正義」とどのような関係にあるかについても検討する必要があるだろう。正戦論においては、「戦争の正義」と「戦争における正義」の要件を全て満たす戦争だけが正しいとされる。それでは、「戦争後の正義」は、「戦争の正義」と「戦争における正義」と並んで、正しい戦争と不正な戦争を判断するための第三の道徳的枠組みとして機能するのであるか。つまり、「戦争の正義」や「戦争における正義」だけではなく、「戦争後の正義」の要件を満たして初めて、その戦争は正しい戦争とされるのであろうか。それに関連して、次のような問いもある。「戦争の正義」や「戦争における正義」の諸原則が全て満たされていなければ正義とみなされない（そのうちの一つでも欠けるならば、その戦争は不正な戦争とされる）のと同様に、「戦争後の正義」の原則もまた、その全てが満たされないと正義とはみなされないであろうか。⁴⁾

さらに、「戦争後の正義」は「戦争の正義」と「戦争における正義」と共にのみ用いられるのか、それとも独立した形で問題にすることができるのかという問いもある。言い換えれば、「不正に開始され、または不正に戦われた戦争の後で、「戦争後の正義」は問題となりうるのか？」という問いである。正戦論では、侵略とそれに対する自衛のように、戦争の当事者の片方が正しく、もう片方が不正であるという基本的構図を前提としている。マイケル・ウォルツァーは、戦争の当事者の双方が正しいというのではないが、植民地や当事者の管轄外にある利権を巡る争いのように双方とも正しくないことはありえるとし、正しくなく開始された戦争でも戦争法規や戦争慣例の遵守を通して正しく戦うことはできると述べている。⁵⁾ また、ウォルツァーは、「正しい戦争を、正しく戦いながらも、戦後処理において道徳的な誤りが犯されることはありうる」と考えるが、「不正な戦争を戦いながら品位ある戦後政治秩序を生み出すこと」の可能性については悲観的である。⁶⁾ ゲイリー・バスもまた、ウォルツァーとジョン・ロールズが提起する「戦争後の正義」について、「戦争後の正義」は「戦争の正義」のカテゴリーへの極めて重大かつ関連性のある追加物という点で「戦争における正義」と似通って「いることを指摘した上で、「もし「戦争後の正義」が正戦論に組み込まれるのであれば、ある戦争に正当理由があり、正しく戦われていた場合でも、その戦争は正しい戦後の決着がなければならぬだろう」とし、「不正に開始された戦争は、正しい戦後の行動で埋め合わせられるものではない」が、しないよりはするほうがよいようなもので

あると論じている。^⑦

それでは、「不正に開始され、不正に戦われた戦争が終わった後に、「戦争後の正義」を実現すべきなのか？」という問いに、正戦論はいかに応答しうるだろうか。この問いに対する答えは、正戦論をどのようなものと捉えるかに応じて、少なくとも二通りに分類できる。ひとつは、正戦論を「個々の戦争の正しさを判断するための枠組み」として狭く理解する場合で、そのような正戦論ならばこの種の問いを関知しないといえるだろう。もうひとつは、正戦論を「戦争と平和を巡る倫理的諸問題を考えるための枠組み」として広く理解する場合で、その正戦論ならば、不正に開始され、不正に戦われた戦争が終わった後でも「戦争後の正義」の実現を指令するだろう。

また、これまで戦われてきた個々の戦争の事例に照らし合わせて考えるならば、上記の問いに対する応答はそれぞれの事例によって異なるかもしれない。そして、応答を導くための方法論には、いくつかの候補が考えられる。それは、義務論や功利主義に代表されるトップダウン・アプローチ、文脈主義的なアプローチ、または反理論主義的な決疑論のようなボトムアップ・アプローチの三つである。^⑧ それぞれのアプローチには長所と短所があるが、本稿では、「戦争後の正義」の理論化が進んでいないという現状に鑑みて、過去にあった実際の事例から、それが持つ特定の文脈を踏まえた上で「戦争後の正義」のあり方を示し、そこから「戦争後の正義」の規範的な原則を構築するための示唆をえるという文脈主義的アプローチと

ボトムアップ・アプローチを組み合わせたハイブリッドの方法を採用することにした。このアプローチを採用することの利点は、「戦争後の正義」の実現に携わった実際の行為主体を特定することができるとともに、その行為主体が「戦争後の正義」の担い手となったことと自体は果たして正義に適合したことであったのかという規範的な問い（これは、誰が戦争後の正義の担い手となるべきなのか？という問いの変種である）を検討することが可能になるところにある。また、このアプローチにより、「戦争後の正義」を履行し実現するために採られた方策を実証的に特定しうるとともに、それらを「戦争後の正義」を構成する要素の候補と相互参照することにより、どのような「戦争後の正義」が履行され、実現されたのか（またはされなかったのか）という経験的な記述と、どのような「戦争後の正義」を履行し、実現すべきであったのかという規範的な問いの検討が可能となる。本稿では、このような作業を通して、第二次世界大戦後のアメリカによる対日軍事占領を例として、「戦争後の正義」や「正しい占領」を構成すると目される「処罰の原則」に焦点を絞ることで、ほんの一部分ではあるが「戦争後の正義」のあるべき姿を炙り出したい。

ここで第二次世界大戦後のアメリカによる対日軍事占領を事例として選んだ理由を大きく三つ述べておこう。まず、太平洋戦域における第二次世界大戦は、国際連合創設以前という時代の制約を踏まえたとしても、「戦争の正義」の要件を満たす歴史的事例とみなしうるかもしれないこと。次に、主な戦争当事者であるアメリカ及び

日本がともに「戦争における正義」を満たしていないこと。最後に、少なくとも初期段階のアメリカの対日占領政策は「戦争後の正義」の要件を満たす「正しい占領」であったかもしれないというさしあつた見込みがあること。つまり、アメリカの対日軍事占領は、正しく始められたが正しくは戦われなかった戦争において、「戦争後の正義」が実現されたか否かを検討するのに適した事例となることから、本稿で取り上げることにした。なお、筆者は歴史学研究者のトレーニングを受けていないため、論証にあつては歴史学研究者の著作に依拠せざるをえないことを予め付言しておきたい。

2. 対日軍事占領政策——急進的理想主義から思慮深い現実主義へ

第二次世界大戦後になされたアメリカ主導による対日軍事占領は、日本が無条件降伏をした一九四五年八月十五日よりひと月の内に始まり、七年後の一九五二年に終了した。七年に及ぶ占領期間中、アメリカの占領政策は必ずしも一貫したものではなかった。むしろ、いくつかの点において初期の占領政策は後に逆転されている(少なくとも劇的に変化した)。歴史学者のジョン・ダワーは、「占領当初、アメリカ人たちは、「非軍事化および民主化」という、樹木の根と枝の關係に似た改革プログラムを日本に押しつけた。それは独善的で、まったく空想的な、あらゆる意味で傲慢な理想主義の、めつたにない実例を押しつけた。それからアメリカ人たちは、

日本を去る前に方向を逆転させた⁹⁾と述べている。ダワーの分析によれば、アメリカの対日占領政策は、急進的理想主義から後に思慮深い現実主義へとシフトした。また、日本の民主化は、急進的理想主義のもとで非民主的で強権的な方法で進められた。その特徴は、連合国軍最高司令官のダグラス・マッカーサーが指示し、実行させた、人権指令、土地改革、財閥解体、極度集中排除法の施行などに代表される、政治、法律、経済、社会の各分野における一連の改革から見えてとることができる。これらの改革について、ダワーは、「リベラルなニューディールの態度、労働運動を基礎とした社会改良主義、そして権利憲章的な理想主義に相当強く影響されたもの」と指摘している。

また、急進的理想主義から思慮深い現実主義への移行の顕著な一例としては、軍事部門における政策の転換を挙げることができる。占領の初期段階における非軍事化と民主化という二つの主要な目標の内、非軍事化は占領の早い時期に徹底的に行われたが、自衛隊の前身である警察予備隊が創設された一九五〇年までには、非軍事化という方針は完全に逆転された。ダワーによると、占領期における政策転換の起源は一九四九年六月にまで遡ることができる¹⁰⁾。このようにアメリカが政策を転換した背景には、冷戦の激化、中国本土での国民党の敗北と中華人民共和国の建国、朝鮮戦争の勃発といった国際関係の変化がある¹¹⁾。

これらの分析からいえることは、占領の初期段階で行われた一連の改革は、非軍事化と民主化という占領当初の目的を達成するため

になされたというのである。すると、現実主義的政策に転換する前の占領初期の数年間を、我々が「戦争後の正義」と「正しい占領」を考える際の考察対象とすることが適切であるように思われる。

3. 成功と正しいこと——秩序か、正義か、それとも秩序あつての正義か？

アメリカが当初抱いていた占領政策の究極の目的は、日本を非軍事化し民主化することであつた。この目的を達成するために連合国軍最高司令官総司令部（SCAP/GHQ）は、日本政府に対して政治、法律、経済、社会のそれぞれの分野において様々な改革を行うよう指示した。そして、対日軍事占領は、それら分野での一連の急進的改革を通して、日本を民主的で非軍事的な制度の国にするという目標を達成されたといえる。この点において、対日軍事占領は「成功」であるといえるだろう¹³。また、この成功した占領は、「戦争後の正義」を構成する要素の候補に照らして、その要件を満たしていると考えられることもできるだろう¹⁴。しかし、ここで注意すべき点は、「成功」と「正しさ」は必ずしもイコールではない点である。つまり、成功とされる改革や取り組みが、正しいものであるとは限らない。言い換えるならば、「成功した占領」でも「正しい占領」ではない場合がありうるということである。

この点を明瞭にするために、「戦争後の正義」を構成する要素のひとつである「処罰」を例にとつて考えてみよう。処罰の原則は、人々

の権利の侵害を主導した政治指導者や、戦争法や戦争慣例に違反した者を裁き、処罰することを定めている¹⁵。「戦争後の正義」の原則として扱われる「処罰」をアメリカの対日軍事占領政策の文脈で考えると、極東国際軍事裁判やその他の軍事裁判によって、戦争を起こした責任を負う者や戦争犯罪者への処罰が決定され実行されたことは「戦争後の正義」に適合と主張できるかもしれない（少なくとも、裁判外の処罰が行われた場合と比較して、手続的正義の面で公正さが担保されたとは考えられる）。一方、天皇が戦争責任を負う¹⁶とするならば、その責任を問わなかったという点において、占領政策の正しさには一定の疑問が投げかけられよう。このことを考えるには、正義と秩序または平和の問題を考える必要がある¹⁷ので、以下で少し論じたい。

状況によつては、正義と秩序は同時に成り立たないことがある。その道徳的ジレンマを的確に描いた有名な仮想事例がある。多くの倫理学の教科書で用いられており様々なヴァージョンがあるが、そのうちのひとつを引用する。

「ある西部の町で一人の男が犯罪者として捕えられた。町の人々は興奮して集まり、その男の処刑を求めている。だが保安官は、この男を取り調べて、彼が無実であることを知った。しかし、群衆の騒ぎは大きくなるばかりで、もし処刑しなければ暴動が生じ、多くの犠牲者が出るに違いない。このとき、保安官はどうすべきか¹⁷」。

ここで保安官は、無実の男を処刑するかしないかという二つの選択肢の内いずれかを選択し行為しなくてはならないとしよう。処刑

をすれば保安官は無実の人を殺すことになる。もし処刑しなければ、その結果として暴動が発生し、多くの犠牲者が出る。このような状況で、秩序と平和を維持するために保安官が無実の男を処刑することとは道徳的に許容されるのだろうか。

現実には上記のような状況はまず起こりえない。現実はいくつかもつと複雑であり、考慮、決定、行為といったそれぞれの段階において数多くの外的要因や不確実性が伴う。また、この仮想事例はアメリカによる対日軍事占領における「戦争後の正義」にかかわる問題を精緻に描き出したものではない。つまり、天皇が戦争について少なくとも道徳的責任を負っているとするならば、仮想事例での男が無実であることは異なり、天皇は無実の者ではない。さらに、もし天皇の戦争犯罪を追及したら暴動が起きただろうという歴史的・反実仮想の妥当性の点においても異なる¹⁸⁾。

しかし、この仮想事例が浮き彫りにする道徳的ジレンマが示唆することは、見方を変えれば、「秩序を犠牲にしてまで正義を貫くことはできるのか、またなすべきなのか？」という問いである。果たして、秩序を維持するために不正をなすことが道徳的に許容されることはあるのだろうか。ウォルツァーは、「天が（本当に）落ちてこない限り、正義を行うべし」という「極限状態での功利主義¹⁹⁾」を提唱しているが、これは天が落ちてくること（すなわち、あらゆる秩序の完全な崩壊）を避けるためには不正を行うことが道徳的に許容されるという立場である。ウォルツァーの主張は確かに理念的には説得力はあるが、本当に天は落ちてくることがあるのかという現

実としての問いから考えることもまた重要であろう。「天が落ちてくることは想像できるが実際には落ちてこない」という立場は、マikel・デイヴィスが現実における拷問の道徳的正当性の可能性を否定した際に提示した「実践上の道徳的絶対性²⁰⁾」に通じるものである。それでは、天が落ちてくるほど全秩序の崩壊が現実にはありえないとするならば、正義が貫かれることが道徳的に正しいというのではないのだろうか。

ところで、アメリカによる対日軍事占領はどのようなものだったのだろうか。一言でいえば、秩序維持が担保される限りでの正義が履行されたと考えられる。例えば、言論の自由はGHQによって保障されていたが、占領者つまりGHQや連合国に対する批判や戦前の軍国主義の賛美は厳しく禁止されていた。その点において、言論の自由はGHQの政治的意志に沿った、またその範囲内で保障された自由であった。また、思想、表現、集会・結社の自由も秩序を深刻に脅かさない限りにおいて認められていた。

「戦争後の正義」や「正しい占領」の観点からアメリカの対日軍事占領を検討する上で最も大きな問題は、GHQが占領国の統治に天皇を利用するために、天皇の戦争責任を追求し処分（訴追や廃位ないし退位）することを差し控えたことと考えられる。マッカーサーに対して発令された「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」では「天皇及び日本政府に対して、貴官の使命の目的実現のために発せられるすべての命令が日本におけるすべての者によって迅速且つ完全に遵守され

ることを確実にするのに必要なすべての措置を執る⁽²¹⁾ことが求められている。シェラーによると、「マッカーサーは天皇や既存の政府が彼の権威を受け入れ民主的な目的への前進を阻害しない限りにおいてそれらを利用することができたのである⁽²²⁾」。

天皇が極東国際軍事裁判にかけられず、また戦争の責任を問われなかった理由について、マイケル・シェラーは「マッカーサーとGHQの主張により天皇は軍事主義と侵略の反対者として認定され、それ故に戦争犯罪の訴追を免除されることになった⁽²³⁾」と述べている。また、ダワーは、それはGHQと日本政府にとつて共通の利益であったと指摘している。つまり、検察及び被告の双方が、天皇を訴追から守るために協力したと考えられるのである。一方では、「証拠に関するもつともあからさまな操作」として「そこから天皇を遮断しようとする検察側の運動」があり、それは天皇を救うための「勝者の証拠」操作⁽²⁴⁾であった。このように、占領者が天皇の戦争責任を不問に付す努力を行った背景として、「裕仁を平和主義者として押し出そうと強力なキャンペーンが展開されていたこと⁽²⁵⁾」を挙げることができるだろう。他方では、A級戦争犯罪を問われた被告は法廷審問において、戦争の開始と継続について天皇の責任を示唆するようなことを言及するのを避けたとされる。東条英機を含むA級戦争犯罪を告発された「被告たちは投獄された瞬間から刑務所の中で緊密に連絡しあつて、天皇を守るために——もと外交官の重光葵のことでは「日本民族の将来の為に」——どんなことでもする決意を固めていた⁽²⁶⁾」。さらに、シェラーによると、一九四六

年一月一日に発布された「新日本建設に関する詔書（人間宣言）」で天皇が自身の神性を否定したこともまた、「GHQが天皇を戦争犯罪で訴追する可能性を低減させた⁽²⁷⁾」とされる。もしこれらが事実であり、それらを合わせて考えるならば、「戦争後の正義」を構成する要素の候補となる「処罰」の原則に照らし合わせると、秩序（統治）のために正義（戦争責任を負う者の処罰）を犠牲にしたという重大な問題が浮かび上がってくる。

4. 「戦争の正義」を構成する要素としての「処罰の原則」に関する若干の考察

既に見たように、「処罰（の原則）」は「戦争後の正義」を構成する要素の有力な候補であると考えられる。とすると、もし、天皇が戦争責任を問われなかったことの理由が、それによつて生じる統治上の利益や、問うた場合に生じると予想された不利益（社会の混乱など）であったとすれば、「戦争後の正義」や「正しい占領」という概念に対して二つの疑念が投げかけられうるだろう。ひとつは、「戦争後の正義」や「正しい占領」の原則は、正戦論における「戦争の正義」や「戦争における正義」の各原則がリジッドであるのとは対照的に、許容範囲が広い、もしくは原則の閾値が低いのではないか？という疑念である。もうひとつは、「戦争の正義」や「戦争における正義」の場合、そこで問題とされる各々の原則は「正しい戦争」の必要条件であり、「正しい戦争」はそれらの全てを満た

さなければならぬという構造を持つのは対照的に、「戦争後の正義」や「正しい占領」の場合には、そこで問題とされる各々の原則は「正しい戦争」の必要条件ではなく、各々の戦後処理はそれらの原則を満たせば満たすだけ正しいという構造(加点法による評価)を持つのではないか? という疑念である。これら二つの疑念について、「処罰の原則」を中心に考えてみよう。

前者の問いに対して、アメリカの対日軍事占領の文脈において、その占領は戦争後の正義を満たした「正しい占領」であり、それ故に「処罰の原則」を満たしているとされるのであれば、「アメリカが天皇の戦争責任を問わなかったことは「処罰の原則」の閾値をあまりにも低く設定していないか?」と問うことができるだろう。もし、一方で国際刑法上の重大な犯罪を起した戦争指導者が訴追免除されながら、他方でその不正な戦争に徴兵された人が、上官の命令(強制)で捕虜を「虐待」したことにより戦争犯罪の責任を追及されるとしたら、「戦争後の正義」の倫理的妥当性に疑問が生じるように思われる。これほど明白な事例ではないが、占領者と被占領者、より具体的にはGHQと日本政府と日本の政治エリートが、それぞれの利益——GHQにとっては占領の秩序であり、日本政府にとつては国体護持(天皇制維持)——を実現するために結託して天皇の戦争責任問題をもみ消したことが事実であるとすれば、その点においてアメリカによる軍事占領が「処罰の原則」を十分に満たしたといえるのか、また「戦争後の正義」が実現されたといえるのか、そしてそれは「正しい占領」であったといえるのかに

関する疑念を払拭することは難しいように思われる。

これに対して、「法的正義は平和や安定や民主制や配分的正義といったような他の数多くの政治的価値のひとつに過ぎない」⁽²⁶⁾ のであり、「戦争後の正義」は戦争が正しいか否かについての考慮の一部として理解されるべきである⁽²⁸⁾、それ故に「処罰の原則」を満たしているという応答が考えられるかもしれない。確かに、戦争終結後の移行期においては、「平和への義務は正義への義務を上回らなければならぬ⁽²⁹⁾」という考えにも一理あるかもしれない。武力紛争を終結するにあつての和平交渉では、停戦の条件として紛争当事者の訴追免除が取引条件になる場合もあるだろう。とはいえ、どこまでの妥協ならば「処罰」の原則が目指す本質を損なわずにいられるのかについては、問う必要があるだろう。

後者の問いは、既に第一節において指摘したように「戦争後の正義」を構成する要素が未確定である点に回帰する。「戦争後の正義」で問われる正義の性質は、そこに妥協が伴う以上、「戦争の正義」や「戦争後の正義」のそれとは異なるものなのかもしれない。この点についてウォルツァーは、「戦争後の正義においてはそれ「民主主義の政治理論」は中心的な役割を占め」ており、また「民族自決や民主権、公民権、共通善の理解などを包含して」おり、「戦争後の正義」は「最小主義的な仕方理解されるべきであろう⁽³⁰⁾」と論じている。しかし、もしそうであるならば、「戦争後の正義」を構成する要素が未確定であることと「処罰」の原則から示唆された「戦争後の正義」の原則の緩さを併せて考えるに、「戦争後の正義」の

原則は、つまり「戦争の正義」や「戦争における正義」の全ての原則が必要条件であり、全て必ず満たさなければならぬものであるのとは異なり、「多くの原則を満たせば満たすだけより正しい」という加点法の構造でしか捉えることができないのではないだろうか。もし「戦争後の正義」を構成する原則——そこにはおそらく「処罰の原則」も含まれる——を全て必要条件であると考え、そして対日軍事占領を「戦争後の正義」の諸原則を全て満たした「正しい占領」として理解するとすれば、前者の問いで検討したように「処罰の原則」の許容範囲は広く、非常に緩い原則になってしまっただろう。

しかしながら、もし「戦争後の正義」がそれを構成する要素をどれだけ満たしているかという「加点法」によって評価されるならば、戦後処理において何もしないよりは何か少しでもよいことをすれば称賛されることになりはしないだろうか。つまり、「戦争後の正義」を構成する要素を履行し実現していくことは、正しい戦争を正しく戦うべしという要請と比べて、単にオプショナルな慈善となりはしないだろうか。その結果として、「戦争後の正義」においては、「不正な戦後処理」と「それほど不正ではない戦後処理」しかありえないだろう。

むすびにかえて

本稿では、第二次世界大戦後のアメリカによる対日軍事占領を事例として「戦争後の正義」のあり方について検討した。これまでの

議論により、「正しい占領」や「戦争後の正義」を実践する上での限界を示すことができたと思う。また、「戦争後の正義」が加点法として扱われることの懸念は前節で指摘したとおりである。

おそらく、これまでの実際の事例において、政治的、経済的、法的、軍事的、社会的な面において成功とされる占領や不成功とされる占領はあるだろう。この意味では、アメリカの対日占領はそれらの点において最も成功した事例のひとつとして考えられるかもしれない。確かに、占領は、政治、法律、経済、社会の各分野における一連の急進的改革を通して日本に民主制システムや制度をもたらしたばかりではなく、冷戦期とその後現在の至るまでアメリカにとつて忠実な同盟者を作り上げた。それらの点において——後になつてからの判断ではあるが——対日占領は成功例と呼ばれるに値するだろう。

しかし、このことは直ちに、アメリカの対日軍事占領が「正しい占領」であったことを示すものではない。アメリカの軍事占領に対しては、「非民主的な方法で民主制を導入することは道徳的に許容されるのか?」、「秩序（政治的有用性と安定した占領と統治）のために正義（天皇の戦争責任の追及）を実現しないことは道徳的に許容されるのか?」といった疑問を投げかけることができるだろう。

現実には、おそらく「不正な占領」と「それほど不正ではない占領」しかないかもしれない。これまでの議論で示したように、アメリカの対日占領は不正な占領であったと言いきれないが、「正しい占領」と呼ぶこともできないだろう。対日占領は「戦争後の正義」

を十分に実現したとはいえない。とはいえ、「戦争後の正義」や「正しい占領」についての理念形を組み立てることはできてもそれを実践することは不可能であり、現実にはありえないということは、「正しい占領」や「戦争後の正義」という考えを探索すべきではないということや、探求に価値がないということの意味するものではない。正戦論が戦争と平和を巡る倫理的諸問題を考えたり議論するための枠組みを提供するように、「戦争後の正義」や「正しい占領」もまた、戦争後の正義のあり方について考えたり議論するための枠組みを提供すると期待されるからである。未来において「戦争後の正義」の理念形に少しでも近づくためには、「戦争後の正義」や「正しい占領」という概念を構築し、さらに洗練させていくことが急務である。

注

- (1) 「戦争後における正義」と一部重複する概念として「移行期における正義 (transitional justice)」がある。移行期における正義は武力紛争のみならず強権的な政府の圧制による抑圧や大規模な人権侵害等が終結した後における正義を扱うため、武力紛争終結後の正義を扱う「戦争後の正義」より広い意味を持つ。
- (2) 「戦争後の正義」を構成する要素として、例えば、ブライアン・オレンズは、「比例性と公開 (proportionality and publicity)」、「権利擁護 (rights vindication)」、「差別 (discrimination)」、「第一の(つまり指導者)の懲罰 (punishment #1)」、「第二の(つまり兵士)の懲罰 (punishment #2)」、「補償 (compensation)」、「復興 (rehabilitation)」の七項目を提案している。Brian Orend, *The Morality of War* (Broadview Press: Peterborough, Ontario, 2006), pp. 162-81.
- (3) 例えば、Richard Hurrell, *Christianity and War in a Nuclear Age* (Nowbury:

London, 1986), pp. 64-5.

- (4) 例えば、オレンズは、「正しい平和とは「戦争後の正義」の全ての原則を満たしたものである」という見解を提示している。Orend, *The Morality of War*, p. 151.
- (5) マイケル・ウォルツァー、『正しい戦争と不正な戦争』、風行社、二〇〇八年、二五六頁。
- (6) マイケル・ウォルツァー、『戦争を論ずる—正戦のモラルリアリティ』、風行社、二〇〇八年、二二八頁。
- (7) Gary J. Bass, 'Jus Post Bellum', *Philosophy and Public Affairs* 32: 4 (2004), pp. 384-412 at pp. 389-90.
- (8) ルース・チャドウィック、『応用倫理学では何が「応用」されているのか?』、『応用倫理』第二号、二〇〇九年一月、二一—二頁中四—六頁。
- (9) ジョン・タワ、『増補版 敗北を抱きしめて』上巻、岩波書店、二〇〇四年、五頁。
- (10) 同上、一〇頁。
- (11) John W. Dower, *Japan in War and Peace: Selected Essays* (New Press: New York, 1993), pp. 179-80.
- (12) Dower, *Japan in War and Peace*, pp. 180-86; Takeshi Matsuda, *Soft Power and Its Peril: U. S. Cultural Policy in Early Postwar Japan and Permanent Dependency* (Woodrow Wilson Center Press: Washington DC, 2007), p. 66.
- (13) 例えば、スギタは「非軍事化と主要な経済再建は成功であった」と分析している。Yoneyuki Sugita, *Pitfall or Promise: The Trovy of US Power in Occupied Japan, 1945-1952* (Routledge: New York, 2003), p. 27.
- (14) 非軍事化はともかくとして果たして民主化が「戦争後の正義」や「正しい占領」の要件たりうるのだろうかという問題は「戦争後の正義」を考えていく上での重要な論点がある。
- (15) Orend, *The Morality of War*, p. 181.
- (16) 天皇に戦争責任があるか否かについては議論が分かれる点かもしれないが、「ついでに」日本の侵略行為にたいする天皇の積極的関与の事実は、当時からすでに無視できなくなっており、また「天皇の戦争責任は明

- 白であった」というダワーの議論に従って議論を進める。ダワー、『増補版 敗北を抱きしめて』上巻、一一―一二頁。
- (17) 新田孝彦、『入門講義 倫理学の視座』、世界思想社、二〇〇〇年、八六頁。
- (18) GHQのフェラーズ准将は一九四五年一〇月二日に上官であるマッカーサーに宛てた覚書で、天皇の戦争責任を問うた場合に暴動が起きる可能性について言及している。以下、ダワーの著書から引用する。「もし天皇が戦争犯罪に問われれば、政府の機能は崩壊し、大規模な暴動が避けられないだろう。国民は、ほかの屈辱ならばどんなものでも不満をいわずに耐えるであろう。国民は武器を持っていないとはいえず、混乱と流血が発生するだろう。そうなれば、大規模な派遣軍と数千人の行政官が必要となる。占領期間は長引き、我々は日本人の信頼を失うことになる」。ダワー、『増補版 敗北を抱きしめて』下巻、三二頁。このことは天皇の戦争責任が追及された場合に暴動が起きたであろうことを決定づけるものではないが、GHQ幹部から対日軍事占領の主権者であるマッカーサーに対してそのような危惧が表明されたという事実を示すものである。
- (19) ウォルツァー、『正しい戦争と不正な戦争』、四二八頁。
- (20) Michael Davis, 'The Moral Justifiability of Torture and other Cruel, Inhuman, or Degrading Treatment', *International Journal of Applied Philosophy* 19: 2 (2005), p. 170.
- (21) 'Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan' (JCS1380/15). 邦訳は『日本占領重要文書(基礎編)』、日本図書センター、1989年より転載された国立国会図書館ウェブページを参照した。 <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/036/036jfx.html>。二〇一一年六月二十四日アクセス。
- (22) Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origin of the Cold War in Asia* (New York: Oxford University Press, 1985), p. 24.
- (23) Michael Schaller, *Altered States: The United States and Japan since the Occupation* (New York: Oxford University Press, 1997), p. 10.
- (24) ダワー、『増補版 敗北を抱きしめて』下巻、二六四頁。
- (25) 同上、二五四頁。
- (26) 同上、二六四―五頁。
- (27) Schaller, *The American Occupation of Japan*, p. 42.
- (28) Bass, pp. 405-6.
- (29) 同上、p. 405.
- (30) ウォルツァー、『戦争を論ずる』、一三〇頁。